５月１４日㈫日比谷野外音楽堂集会に参加して

５月１４日㈫日比谷野外音楽堂で開催された「取り戻そう★生活時間と安定雇用～許すな！雇用破壊５・１４ＡＣＴＩＯＮ～」に行ってきました。
日本労働弁護団、「かえせ☆生活時間プロジェクト」などで作る同実行委員会が主催した集会です。

労働４団体（連合、全労連、全労協、中立系労組）が、そろって参加するのは珍しいことで、２０１３年１２月、日弁連主催の「労働法制の規制緩和と貧困問題を考える市民大集会」以来のことだと記憶してます（その時の司会者は、当事務所の猪股先生でした）。

湘南新宿ラインが、浦和駅に乗り入れになってから、日比谷野音に行くのが楽になりました。それまでは、都心に出るのが結構しんどかったので。会場に着いたら、会場はいっぱいで、埼玉総合法律事務所の旗を見つけたものの、座れそうになく、通路脇で立ち見参加。

着いたのが１９時過ぎだったため、派遣労働者の方やブラック企業で働く当事者の方のお話が聞けず残念。
事務所からは、弁護士８名、事務局６名が参加し、髙木先生が日本労働弁護団幹事長として閉会あいさつを行いました。会場内に通る声が非常によかったですね。日頃からカラオケで鍛えていた成果でしょうか?

配布資料の「ブラック法案によろしく」は、何が問題かが一目でわかります。

（↑クリックして大きい画像をご覧ください）

残業代ゼロ法案が通ったら、長時間労働が蔓延し、過労死や過労自殺が更に深刻な問題を引き起こし、歯止めがなくなってしまう、こんな法案は廃案にするしかないと思いました。法案成立にやっきになっている厚生労働省にプラカード（これも添付します）を突きつけ、会場でシュプレヒコールをあげ、新調した事務所の旗２本をかかげて、国会まで整然とデモ行進してきました。

５月３日の横浜憲法集会に続き、充実した日でした。

事務局□山﨑

5月集会に参加して

5月16日から18日、自由法曹団の5月集会に初めて参加してきました。

自由法曹団とは、平和や人権問題に取り組む弁護士が所属する団体で、今回会場となった広島・安芸には全国から500名近い弁護士と事務局が集まりました。

5

□16□□□

5□17□□□

□□5□□□

□□□

□□□

□□

□□□

弁護士月岡朗

引っ越し

本日は、午前中にメーデーに参加し、午後に事務所内で引っ越し作業を行いました。

今までの席とは違った席になり、心機一転です。

それにしても、引っ越し作業は大変でした。

まず、皆、それぞれ、資料や本などを大量に持っているため、運ぶのが大変。

整理している途中に本とか読み出しちゃうと動きません。

ＡさんがＢさんの席、ＢさんがＣさんの席、ＣさんがＤさんの席、ＤさんがＡさんの席とループしている場合は、誰が最初に動くか、タイミングも難しいです。

私は、何とか終わりましたが、まだ棚の整理が残っています。

□□□

第一経営入社式

□当事務所開設の頃からお世話になっている第一経営相談所という会計事務や社会保険労務士事務を営んでいる会社があります。

□大宮に本部があり、全県に事務所があります。総員約１００名と聞いています。

□私は監査役を仰せつかっているのですが、４月１日の入社式で約１時間の「講話」をさせていただきました。

□題して「第一経営と所員に期待すること」。ゲストによる講話は、毎年恒例だそうです。

□

□「講話」と言われ、いやいや本当に苦労しました。

□簡単にお引き受けしてしまったことをずっと後悔しておりました。いったい何をお話しできるのか・・・・。私の人生なんて、おそらく３０分もあれば語り尽くせてしまいます。

□正直、相当、悩みました。

□

□結局、がっつり原稿を作って臨みましたが、準備したことの半分もお話しできませんでした。

□お話ししたコンセプトは、私たちの仕事を取り巻く市民の皆さんは、昔と違って「選択」を始めている、ということ。

□私たちは、市民の皆さんのために役立つ仕事をしたい、と考えていますが、そのためには私たちが市民の選択に耐えられるような仕事をしなければならない、ということ、それこそが生きがいにもなるということ、そんなことを頭に置きながらお話ししました。

□主に弁護士の業界のことを中心にお話ししましたが、世の中はどんどんそのように変わっていると思います。

□

□では、選択に耐えられるようになるためにはどうしたらよいか・・・

□テレビ宣伝を豊富に打つ、という方向に走る弁護士たちも数多くいますが、たぶん市民の要望にはそういうところにはなない。依頼者の言い尽くせなかったことに気づいて差し上げることができること。そのために必要な資質は・・・・「謙虚」ということ。

□

□「謙虚」などというとずいぶん陳腐でつまらないのですが、道徳として言うわけではなく、本当に大切な真実を発見するためには、自分の能力や経験なんてたいしたことない、と思うことから始めないといけなということです。そのためには専門技術を高めるのと同時に社会の動きについても関心を持ち続けること。「困ったら依頼者に聞け」これは、私が新人の頃に先輩から聞いた言葉ですが、そんなお話をし

□□□□
□□□□

□□□

□□□

甲子園・選抜大会

春の甲子園が開幕しています。

私の母校松山東高校（愛媛）が８２年ぶりに甲子園に出場します。

私の時代は２回戦ボーイの弱小でしたが、

昨年夏の愛媛県予選でも準優勝しており、その実力は本物です。

３月２５日の１回戦で強豪二松学舎と試合をします。

残念ながら、私は裁判期日が入っており、応援に行けません。

選手のみなさんは、思う存分、甲子園で暴れて下さい。

初戦突破できるよう埼玉から応援しています。

私を２回戦の応援に行かせてください。

弁護士□伊須□慎一郎

ビラ配り

昨日、浦和駅前で集団的自衛権行使容認に反対する弁護士会の声明が載ったリーフレットとカイロを配りました。

たくさんの方が受け取って下さったおかげで、僅かな時間でたくさんのリーフレットとカイロを配ることが出来ました。

今年の５月には、集団的自衛権等をテーマにした市民集会が開催される予定です。皆様の参加をお待ちしております。

閣議決定は憲法違反！

「集団的自衛権」は、ほんとうは
外国のために戦争することです。

「閣議決定撤回！ 憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8日比谷野音大集会＆パレード」発言録

JFBA 日本弁護士連合会
http://www.nichibenren.or.jp/

日弁連リーフレット

弁護士徳永美之理

過労死を考える埼玉のつどいにご参加ください

昨年１１月に、過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が国会で成立し、施行されました。国や自治体に対し、過労死や過労自殺に対する対策をとる責任があることを明記した法律です。

ところが、現政権は、労働者の労働時間を管理するように努めるどころか、「新たしい労働時間制度」として、一定の収入がある労働者の残業代をゼロにする法律の制定を検討しています。
現状でさえ、労働時間を適正に管理している使用者ばかりではない状況で、さらにこのような残業代ゼロ法が成立してしまえば、いよいよ労働者の労働時間管理はないがしろにされてしまいます。まさに過労死促進法案で、過労死防止法とは全く相容れません。

このような状況も踏まえて、3月１０日（火）１８時～、浦和の共済会館で「過労死を考える埼玉のつどい」を開催することにいたしました。参加費無料で、どなたでもご参加いただけますので、ご都合のつく方はぜひ足を運んでいただけたらと思います。
当日は、埼玉過労死弁護団所属の弁護士や労働局からの報告、被災者遺族からの訴えなどを予定しています。賢明に働くことは尊いですが、過労死・過労自殺や、長時間労働による体調不良、精神疾患に陥ることがないよう、過労死防止法の精神を広めていきたいと思います。

ぜひ、ご参加ください。

弁護士佐渡島啓

過労死を考える　埼玉のつどい

過労死等防止法を活かして過労死をなくそう！

昨年６月に過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が成立しました。しかし、過労死防止法ができたからといって、それだけで過労死や長時間労働がなくなるものではありません。そこで今回、「過労死を考える埼玉のつどい」を開催し、過労死防止法をどのように活かしていき、私たちの社会から過労死や長時間労働を根絶できるのか、考えていきたいと思います。ぜひ大勢の皆さんのご参加をよろしくお願いいたします。　※参加費無料で、どなたでもご参加いただけます。

♦日時：２０１５年３月１０日（火）１８：００～（１７：４５開場）

♦会場：さいたま共済会館　５０２号室

（ＪＲ浦和駅西口より徒歩１０分）

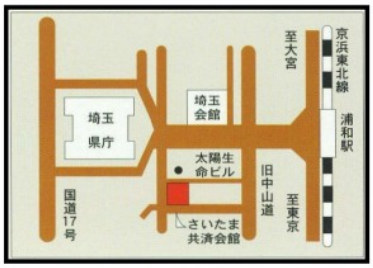

１，講演：「過労死防止法を活かそう」

弁護士　島田浩孝（埼玉過労死弁護団）

２，行政の取り組みについて～埼玉労働局から

３，被災者（家族）からの訴え

主催：「過労死を考える　埼玉のつどい」実行委員会　連絡先：さいたま市浦和区岸町７－１２－１

後援：埼玉労働局　埼玉県労働組合連合会　埼玉弁護士会　　電話　048-862-0355　埼玉総合法律事務所内　弁護士・佐渡島啓